第三条第一項中「除染等関連業務」の下に「又は特定線量下業務」を加え、同条第二項中「に従事する職員の除染等関連業務」を「又は特定線量下業務に従事する職員のそれぞれの業務」に改め、同条第三項中「除染等関連業務に従事する職員に係る」を削り、同条に次の一項を加える。

4　各省各庁の長は、特定線量下業務に職員を従事させるときは、被ばく歴の有無（被ばく歴を有する職員にあっては、業務の場所、内容及び期間その他放射線による被ばくに関する事項）の調査を行い、これを記録しなければならない。

第四条及び第五条中「除染等関連業務」の下に「又は特定線量下業務」を加える。

第六条中「除染等関連業務」の下に「（人事院の定めるものを除く。次条第一項第六号において同じ。）」を加える。

第七条の見出しを「（除染等関連業務等管理規程）」に改め、同条第一項中「、除染等関連業務」の下に「又は特定線量下業務」を加え、「除染等関連業務管理規程」を「除染等関連業務等管理規程」に改め、同項第一号から第五号まで及び第八号中「除染等関連業務」の下に「又は特定線量下業務」を加え、同条第二項中「除染等関連業務管理規程」を「除染等関連業務等管理規程」に改める。

第八条中「除染等関連業務」の下に「又は特定線量下業務」を、「のうち」の下に「、業務（除染等関連業務及び特定線量下業務を除く。）上」を加え、「管理区域内において同条第五項の放射線業務に従事する又は従事していた職員が当該放射線業務」を「管理区域に立ち入る職員又は立ち入る職員であったものがこれらの職員として当該業務」に改め、同条に次の二項を加える。

2　除染等関連業務に従事する職員のうち、特定線量下業務に従事する職員又は特定線量下業務に従事する職員であったものがこれらの職員として当該特定線量下業務への従事の際に受ける又は受けた線量については、除染等関連業務に従事する際に受ける線量とみなす。

3　特定線量下業務に従事する職員のうち、除染等関連業務に従事する職員又は除染等関連業務に従事する職員であったものがこれらの職員として当該除染等関連業務への従事の際に受ける又は受けた線量については、特定線量下業務に従事する際に受ける線量とみなす。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の三の表規則一〇―一三（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止）の項中

則一から第	第三条第三項の記録の文書等（規則一〇―五第二十四条第一項第一号から第三号まで又は第三項の規定の例により作成したものに限る。）
第三条第四項の記録の文書等	第三条第三項の記録の文書等（規則一〇―五第二十四条第一項第一号から第三号まで又は第三項の規定の例により作成したものに限る。）

を

に改める。

（人事院規則一〇―五の一部改正）

第三条　人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「除染等関連業務」の下に「及び特定線量下業務」を加える。

第二十八条中「規定する除染等関連業務」の下に「又は特定線量下業務」を加え、「当該除染等関連業務」を「これらの業務」に改める。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年六月二十九日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一五―一四―三〇

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号ル(2)中「消防庁本庁」の下に「、経済産業省本省」を加える。

第二十二条第一項第三号中「骨髄液の」を「骨髄若しくは末梢（しょう）血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髄移植のため」を「又は」に、「骨髄液を」を「、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附　則

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年六月二十九日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一五―一五―一二

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第十号中「骨髄液の」を「骨髄若しくは末梢（しょう）血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髄移植のため」を「又は」に、「骨髄液を」を「、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附　則

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。